

令和 2 年 12 月 23 日

1. 英国からの新規入国の一時停止

「国際的な人の往来の再開」（第 43 回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和 2 年 9 月 25 日）資料 4 の 1（2））に基づき、本年 10 月 1 日から、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件として、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可しているところであるが、12 月 24 日以降、当分の間、この仕組みによる英国からの新規入国を拒否する。

（注）上記に基づく措置は、12 月 24 日午前 0 時（日本時間）前に外国を出発し、同時刻以降に到着した者は対象としない。

2. 英国への短期出張からの帰国・再入国時における特例措置の一時停止

「国際的な人の往来の再開」（第 44 回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和 2 年 10 月 30 日）資料 5 の 1）に基づき、本年 11 月 1 日から、日本在住の日本人及び在留資格保持者を対象に、全ての国・地域への短期出張からの帰国・再入国時に、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件に、ビジネストラックと同様の 14 日間待機緩和を認めているところであるが、12 月 24 日以降、当分の間、この仕組みによる英国からの帰国者・再入国者については 14 日間待機緩和を認めない。

3. 検疫の強化

（1）英国から帰国する日本人については、新たに出国前 72 時間以内の検査証明を求める（12 月 27 日の帰国者から当分の間）。帰国時に検査証明を提出できない帰国者に対しては、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る。）で 14 日間待機することを要請する。また、12 月 24 日以降、当分の間、新たに帰国時に位置情報の保存等（接触確認アプリのダウンロード及び位置情報の記録）について誓約を求める。

（2）英国から再入国する在留資格保持者については、出国前 72 時間以内の検査証明を求めているところであるが、これに加え、12 月 24 日以降、当分の間、新たに入国時に位置情報の保存等（接触確認アプリのダウンロード及び位置情報の記録）について誓約を求める。

※ 1～3. の対象者は、本邦への帰国日又は上陸申請日前 14 日以内に英国における滞在歴のある者

4. 英国への短期渡航の自粛要請

英国には現状、感染症危険情報レベル 3（渡航中止勧告）が出ていることも踏まえ、日本在住の日本人及び在留資格保持者に対し、日本への帰国・再入国を前提とする英国への短期渡航を当分の間、自粛するよう改めて要請する。

（以上）